第４章　随意契約

（随意契約によることができる場合）

第16条　契約責任者は、次の各号に掲げる場合に限り、特定調達契約につき随意契約によることができるものとする。

一　一般競争入札若しくは指名競争入札に付しても入札者がないとき、再度の入札に付しても落札者がないとき又は落札者が契約を締結しないとき。

二　他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。

三　既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

四　会社の委託に基づく試験研究の結果製造された試作品等の調達をするとき。

五　既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る契約制限価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

六　計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第４条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第６条の公告又は第12条第１項の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

七　緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

八　国の特例政令第13条第１項の規定により、各省各庁の長が財務大臣に協議し、随意契約によることができることとされた特定調達契約と同様の契約と認められるとき。

（随意契約に関する記録）

第17条　契約責任者は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、随意契約の相手方を決定した日から少なくとも３年間保管するものとする。

（一般競争入札に関する規定の準用）

第18条　第11条第２項の規定は、特定調達契約につき随意契約の方法による場合に準用する。この場合において、同項中「一般競争入札により落札者を」とあるのは「随意契約の相手方を」と、同項第１号中「落札」とあるのは「随意契約」と、同項第３号中「落札者を決定」とあるのは「契約を締結」と、同項第４号中「落札者」とあるのは「随意契約の相手方」と、同項第５号中「落札金額」とあるのは「随意契約に係る契約金額」と、同項第７号中「第６条の規定による公告を行った日」とあるのは「随意契約による理由」と読み替えるものとする。

第５章　雑則

（苦情の処理）

第19条　契約責任者は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる社員（会社の使用人をいう。）を指定するものとする。

（特定調達契約に関する統計）

第20条　契約責任者は、国土交通省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、国土交通省に送付するものとする。

附　則

１　この規則は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

２　この規則の施行の際、現に手続中のものについては、なお従前の例によることができる。

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月８日

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

◎調達機関番号　558　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構会計規程の特例を定める規程

（https://www.lmo.go.jp/disclosure/pdf/kisoku_12.pdf参照）

２　この公表に関する問合せ先

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構総務部会計課会計係

ＴＥＬ03―5730―2165

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月８日　　国立大学法人鳥取大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　31

１　改正された規則の名称等

鳥取大学政府調達事務取扱規程

（https://www.tottori-u.ac.jp/4756.htm）

２　この公表に関する問い合わせ先

鳥取大学財務部契約課備品・図書係

ＴＥＬ0857―31―6781

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月８日

国立大学法人鳴門教育大学

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　36

１　改正された規則の名称等

国立大学法人鳴門教育大学契約事務取扱細則の特例を定める要項（http://www.naruto-u.ac.jp/_files/00125475/keiyakujimuyoukou.pdf参照）

２　この公表に関する問合せ先

国立大学法人鳴門教育大学経営企画部財務課

TEL088―687―6053

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月８日　　成田国際空港株式会社

◎調達機関番号　412　◎所在地番号　12

１　物品等又は特定役務の調達手続に関する細則

（https://www.naa.jp/jp/pinfo/oshirase_youryou.html参照）

２　この公表に関する問合せ先

成田国際空港株式会社　財務部門　調達部

調達管理グループ　0476―34―5476

発行所　〒101-0051　東京都千代田区神田神保町二丁目四番十号　独立行政法人国立印刷局　電話　03(3887)4294
定価　一カ月一部二六四円（本体二四〇円）　本号一部二六〇円（本体二三六円）　（配送料別）
第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日